

第 105 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立水産体験学習館）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和7年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立水産体験学習館

2 指定管理者

神戸市西区押部谷町高和字性海寺山1557番地の1

水産体験学習館運営共同事業体

代表者 一般財団法人神戸農政公社

代表理事 清家 久樹

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

理 由

神戸市立水産体験学習館の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。